



「改元」とともに、センターも「改称」

尾張東部成年後見センター理事長 加藤 佳子

令和元年、センターは新たな役割を担い、再出発いたしました。

平成28年5月に「成年後見制度利用促進に関する法律」が施行され、市町村に成年後見制度利用促進に関する基本計画を策定するよう努力義務が課されました。当センターは尾張東部圏域行政から計画策定の委託を受け、学識経験者、医師、法律専門職や福祉専門職、行政等の委員で構成される6回の検討委員会を経て、平成31年3月31日に「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

令和元年度において特筆すべきは、この「成年後見制度利用促進計画」に位置づけられている中核機関を当センターが担うことになったことです。中核機関に求められる機能役割は、専門職からの助言等を含む権利擁護相談への対応、地域連携ネットワークの中で開催される協議会の事務局、およびネットワークのコーディネートなどです。そのため、今までの事業に加え、新たな事業を計画的、段階的に実施します。

まず、「尾張東部成年後見センター」という名称を「尾張東部権利擁護支援センター」に変更します(10月より)。これは、「成年後見センター」という名称が成年後見制度に限定される印象を与えるため、虐待対応を含めた幅広い権利擁護支援の専門機関として位置付けるためです。

次に、地域連携ネットワークのコーディネートの役割については、これまでも行政や専門職、地域包括支援センター等と連携して活動を行ってきましたが、これからは名実ともに「権利擁護支援」センターとして、より

幅広い権利擁護支援体制を構築していきます。

また、平成26年度から実施している「専門職協力者名簿登録制度」の見直しを行い、専門職と本人との申立て前の事前面談を行うなどして、双方が納得できる後見人選びができるようにしたいと考えています。

市民後見人養成研修も第2期を終え、市民後見人バンク登録をしている人は第1期と合わせて合計37名になりました。そのうち、家庭裁判所から選任の審判を受けて市民後見人として活動を開始した人は平成28年度5名、29年度5名、30年度2名の合計12名となりました。本年度には第3期の研修が始まります。センターはこれからも市民後見人の育成に努め、家庭裁判所からの選任により監督人として市民後見人の活動支援を行っていきます。

センターが「中核機関」を担うことになったのも、これまでの活動を評価していただいたお陰とありがたく思うとともに、その責任の重さをかみしめております。職員・役員一同、さらに一致団結して励んで参る所存です。今後ともご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



平成30年度実績報告

(1) 相談・後見・監督業務

平成30年度の相談及び法人後見受任状況、監督業務状況は、つぎのとおりです。

相談件数

区分	実人数
認知症	194
知的障害者	53
精神障害者	53
その他	101
合計	401

相談者区分	相談者数
本人・親族	1092
行政・相談機関等	2075
その他関係機関	1016
その他	666
合計	4849

※相談件数は4415件

法人後見受任状況

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	8	5	5	3	0	2	23
知的障害	2	1	2	3	1	0	9
精神障害	7	3	2	4	0	2	18
高次脳機能障害	1	1	0	1	0	1	4
合計	18	10	9	11	1	5	54

援助方法区分	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
電話	3090	1461	1168	1948	346	815	8828
訪問	1190	745	669	1045	65	482	4196
来所	36	35	14	237	46	23	391
FAX	74	49	47	89	18	49	326
メール	161	128	3	20	11	8	331
郵送	766	442	686	619	84	293	2890
同行	92	7	37	23	20	5	184
電子連絡帳	1	0	137	0	0	26	164
その他	5	4	1	35	3	0	48
合計	5415	2871	2762	4016	593	1701	17358

監督業務状況

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	5	2		2		1	10
知的障害			1				1
精神障害							0
高次脳機能障害				1			1
合計	5	2	1	3	0	1	12

※市民後見人受任件数は2件

(2) 研修事業

① 行政・福祉関係職員向研修会 7/11
長久手市役所西庁舎第3研修室 77人

② 住民学習会

民生委員、地域包括支援センター、障害者施設、親の会、ボランティア団体等の依頼を受け地域に出向き、成年後見制度の説明やその活用についての学習会開催 全16回

③ 専門職向け研修会の実施

福祉関係者や司法書士会において専門職向け研修会を実施 全31回

④ 住民のための成年後見サポーター養成講座

瀬戸市やすらぎ会館（2週連続研修）
11/17 32名 11/24 29名

(3) 啓発事業

成年後見セミナー 講演で学ぶ成年後見制度 6/16

第1部：講演「知って得する成年後見制度」

講師 弁護士 加藤享也氏

第2部：講演「認知症の老後食事を食物に」他

講師 神田織音氏

会場 瀬戸市瀬戸蔵 187人

(4) 適正運営委員会の開催

隔月第2金曜日14時30分から全6回開催し、法人受任の審査、受任ケースへの助言等を行いました。委員：学識経験者、弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士、保健所、地域包括支援センター、各市町関係課長（合計13名）

(5) 成年後見制度利用促進計画策定委員会の開催

成年後見制度利用促進法（平成28年施行）に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

委員会は平成30年5月から全6回開催し、4つの調査チームを設置して検討を行いました。

その中で、法人受任している被後見人等へのアンケート調査を実施しました。この計画書では「成年後見制度が本人にとってメリットを感じられる制度の運用」となることを目指しているため、実際に制度を利用してどのように感じておられるかについての聞き取りを、行政やケアマネジャー等の調査協力のもと実施しました。

結果は、肯定的な回答が多く「自分の気持ちを聞いてくれる、相談に乗ってくれる」「お金のことを一緒に考えてくれる」など相談員との信頼関係が構築されていることが窺えました。

法人後見における個別援助では、法人の理念である「ゆたかに生きる権利をまもる」に従って意思決定支援の実践を追求しています。個の支援を基本に視野を広げ、地域における権利擁護の推進と地域共生社会の実現を目指しています。そのための具体的方針や施策について、行政、中核機関、地域連携ネットワークの役割別に検討してきました。

今後は計画書の具体的施策の実現を段階的に進めていきます。計画策定そのものが地域連携ネットワークの構築のプロセスでもあり新たな支援の輪が広がっています。



←策定委員会には、最高裁、厚労省、他県からの傍聴もありました

※平成30年度活動計算書は、ホームページでご確認ください。



市民後見人推進事業について

「市民後見人」とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。尾張東部圏域では平成29年から市民後見人の活動が始まっています。

◆市民後見人の活動

第1期市民後見人養成研修修了者の中から、平成29年1月24日に一人目の市民後見人が誕生しました。平成31年3月末までには、のべ12人の市民後見人が誕生しています。しかし、4名の方が終了しているため、現在活動中の市民後見人は8名です。個々の被後見人に合わせた支援を展開しています。

◆第2期市民後見人バンク登録者 19名

第2期市民後見人養成研修は尾張旭市において平成29年11月15日(水)・11月19日(日)に説明会を開催し(参加者98名)、平成30年1月から7月にかけて、基礎講習、実務講習、施設見学、選考を経て8月には19名の方が市民後見人バンクに登録されました。たくさんの時間、内容の濃い講習で、参加された方々はとても大変だったようです。しかし、この研修を通してかけがえない仲間もできたようで、励ましあいながら最後まで仲良く講習を受けられていたのが印象的です。



◆市民後見人交流会

平成31年2月28日(木)に日進市中央福祉センターにおいて、「市民後見人交流会」を行いました。「市民後見人フォローアップ研修」の

一つではありますが、1期2期のバンク登録者の交流を図り、同時に福祉関係者にも市民後見人の活動を知ってもらいたいという目的で開催しました。参加者は42名で、実際受任した市民後見人の活動報告や質問を通して市民後見人の活動のようすがわかりました。また、バンク登録者のみの懇親会では受任していないバンク登録者から受任している方々への質問など、立ち入った内容で交流が深まりました。

ちょうど関市社会福祉協議会の職員が参加されて、尾張東部圏域の市民後見人の活動の生の声が聞けたことが大きな収穫だったと感想を述べられていました。



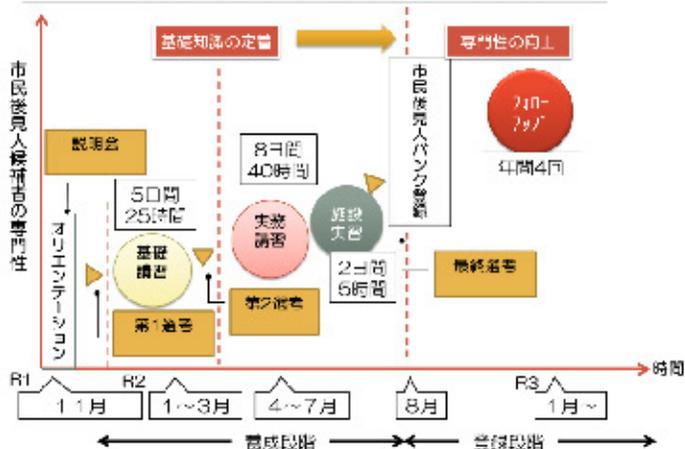
◆愛知県市民後見推進事業「市民後見セミナー」

平成31年1月30日(水)に一宮シビックホールで、また2月2日(土)に刈谷市産業振興センターにて、「市民後見の担い手となる」と題して、市民後見の実践例を紹介し、市民後見への理解と関心を深めるセミナーを開催しました。

◆第3期市民後見人養成研修は東郷町で開催

令和元年11月13日(水)、11月17日(日)東郷町民会館において、第3期市民後見人養成研修説明会を行います。多くの方に地域の権利擁護に関わっていただきたいと思ひます。

第3期市民後見人養成の流れ



職員からのメッセージ

住田敦子（センター長）・・・理事会役員、職員は、同じ目標に向かって事業を進める力強い仲間であり、笑顔の絶えない職場です。相手を認め大切に思うことは支援の基本姿勢であり、職場の中でも活かされ、お互いの力になっています。

當目眞緒（主任専門相談員）・・・自分自身の成長を心から望む仲間と働ける環境は本当にありがたいです。

瀧本由美（副主任専門相談員）・・・センター職員として期待される役割を果たすことができるように頑張ります。

石井友子（専門相談員）・・・学ぶことの多い職場ですので、自分も成長できるように頑張ります。

近藤泉（専門相談員）・・・昨年6月からお世話になっています。1つ1つ丁寧に関わるよう心掛けていきたいと思っております。

河合毅志（専門相談員）・・・昨年入職後から支援方法を悩んでは悩んで、という毎日です。皆さんと協力して頑張っていきます。

鈴木志保子（専門相談員）・・・権利擁護の視点をしっかりと持って、法人後見業務を中心に取り組んでいきます。

鈴木啓介（事務員兼後見支援員）・・・羊と猫とメッキをいっぱい被っておりますが、近頃どんどん剥がれてきているようです。

木下ふじゑ（事務員兼後見支援員）・・・昨秋、入職いたしました。相談員がより良い業務をできるよう、全力でサポートしたいと思っています。



● 会員募集 ●

特定非営利活動法人尾張東部成年後見センターの会員になって、法人を支えてください。行政から委託された事業の範囲は、限られています。会費収入などの自主財源により自主事業にも取り組み、さらに地域の権利擁護の推進に取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひ、応援してください。

個人正会員 103千円/年 (昨年度まで5千円)

法人正会員 105千円/年 (昨年度まで1万円)

賛助会員 102千円/年 (昨年度まで3千円)

(振込先)

①三菱UFJ銀行 日進支店

普通 0076099

名義 特定非営利活動法人

尾張東部成年後見センター

②ゆうちょ銀行 振替口座

番号 00830-6-109711

名義 特定非営利活動法人

尾張東部成年後見センター

※送金にあたっては、氏名・連絡先がわかるようにしてください。詳しくは、お問い合わせください。

電話 0561-75-5008

Fax 0561-75-5088



今後の予定

◆成年後見セミナー

6/8 (土) 13:30~16:15

豊明市文化会館 小ホール

◆行政・福祉関係者向け研修会

7/10 (水) 10:00 ~ 12:00

日進市民会館 展示ホール

◆専門職（法律・医療・福祉・行政）による権利擁護研修会

7/24 (水) 13:30 ~ 15:45

日進市民会館 小ホール

◆住民のため成年後見サポーター養成講座

9/7 (土)・9/14 (土) の2日間

豊明市商工会館 イベントホール

後見センターの職員一同、今年も頑張っていますので、ご指導ご鞭撻賜りますよう、よろしくお願いいたします。